

○ 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次 第1～第3（略） 第4 認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等 1～7（略） 第5～第9（略） 様式1～様式8（略） 別記1～別記4（略）</p> <p>第1 趣旨 この要綱に基づく措置は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に基づき、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の農業改良資金の貸付けを行うとともに、当該資金の貸付けを行うときには、政府は公庫に対して必要な利子補給金を支給することにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。</p> <p>さらに、この農業改良資金の貸付けについては、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接</p>	<p>目次 第1～第3（略） 第4 <u>認定中小企業者、</u>認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等 1～7（略） 第5～第9（略） 様式1～様式8（略） 別記1～別記4（略）</p> <p>第1 趣旨 この要綱に基づく措置は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に基づき、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の農業改良資金の貸付けを行うとともに、当該資金の貸付けを行うときには、政府は公庫に対して必要な利子補給金を支給することにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。</p> <p>さらに、この農業改良資金の貸付けについては、<u>認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）、</u>認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」</p>

又は間接の構成員を含む。以下同じ。)又は促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第6条第3項に規定する認定総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)をいう。以下同じ。)にも貸付けを行うことができるため、この認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付けを通じ、農業者の経営の改善を図ることを目的とする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

- (1) (略)
(削る。)

(2)・(3) (略)

という。)第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。)又は促進事業者(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第6条第3項に規定する認定総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。)をいう。以下同じ。)にも貸付けを行うことができるため、この認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付けを通じ、農業者の経営の改善を図ることを目的とする。

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

- (1) (略)
(2) 認定中小企業者が作成する計画

農商工等連携促進法第12条第1項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3)・(4) (略)

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（別記1参照）

なお、当該認定に当たって留意すべき事項は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)
(削る。)

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（別記1参照）

なお、当該認定に当たって留意すべき事項は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下(5)及び第4の4の(1)において「農畜産物

(5) (略)

等」という。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること

のいずれも満たさなければならない。

③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

(6) (略)

(6) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(3)において同じ。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(6)及び第4の4の(2)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(6)及び第4の4の(2)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(6)及び第4の4の(2)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等か

(7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(6)において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)及び第4の4の(3)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等か

らの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ （略）

第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。

（削る。）

(1)～(4) （略）

2 （略）

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ下表に定める年数以内とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
（削る。）	（削る。）
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内

らの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ （略）

第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。

(1) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

(2)～(5) （略）

2 （略）

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ下表に定める年数以内とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
<u>農商工等連携促進法第12条第2項に定める資金を借り受ける場合</u>	<u>12（5）年以内</u>
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内

米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内
みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内

4～7 (略)

第4 認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者
(削る。)

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限(据置期間)
(削る。)	(削る。)
認定製造事業者等	12(3)年以内
促進事業者	12(5)年以内

米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内
みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内

4～7 (略)

第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

1 貸付対象者

(1) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者

(2)～(4) (略)

2 (略)

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限(据置期間)
<u>認定中小企業者</u>	<u>12(5)年以内</u>
認定製造事業者等	12(3)年以内
促進事業者	12(5)年以内

4 農業改良資金の内容
(削る。)

4 農業改良資金の内容

(1) 認定中小企業者に対して貸し付ける場合

認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契

(1)・(2) (略)

5～7 (略)

様式6

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書 (特例対象者用)

〇〇 (都道府) 県知事 殿

住 所
氏 名

農業改良資金制度運用基本要綱 (平成14年7月9日付け14経営

約を継続することが見込まれること
のいずれも満たさなければならない。

③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

(2)・(3) (略)

5～7 (略)

様式6

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書 (特例対象者用)

〇〇 (都道府) 県知事 殿

住 所
氏 名

農業改良資金制度運用基本要綱 (平成14年7月9日付け14経営

第1931号農林水産事務次官依命通知) 第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書(別添を含む。)及び貴(都道府)県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(注1) 特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。)第4の1の(1)及び(2)に定める貸付対象者をいう。

(注2) 関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続において関係する公庫又は融資機関とする。

(別添)

認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

(都道府)県知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添(様式6 附属)

受理機関	
------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

申請者の概要

申請者の氏名又は名称、	
-------------	--

第1931号農林水産事務次官依命通知) 第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書(別添を含む。)及び貴(都道府)県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(注1) 特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。)第4の1の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。

(注2) 関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続において関係する公庫又は融資機関とする。

(別添)

認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

(都道府)県知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添(様式6 附属)

受理機関	
------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

申請者の概要

申請者の氏名又は名称、	
-------------	--

主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあつては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数

主たる事業所(場)の所在地、設立時期(個人にあつては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数

2 認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分	具体的作物家畜名等
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～ (プラウ耕起) 破 破土 土 ・ 整地～施 ・ 整地・施肥・ 肥・は種 は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

区 分	具体的作物家畜名等
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～ (プラウ耕起) 破 破土 土 ・ 整地～施 ・ 整地・施肥・ 肥・は種 は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

※区分欄において該当する選択肢に☑を記すこと。

※区分欄において該当する選択肢に☑を記すこと。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該加工施設の取得等は促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該販売施設の取得等は促進事業者に限る。

は、施設の改良以外のものに限る。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該加工施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	m ² (台)	千円	

(注1) 施設の設置は連携又は支援先の農業者等のために行うものとする。

(注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。

(注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。

(注4) 当該販売施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	支援先の農業者等の氏名	支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量 (トン)	調達量の割合 (%) B/A	備考
初年度 (年度)							
2年目 (年度)							
3年目 (年度)							
4年目 (年度)							
5年目 (年度)							
最終年度 (年度)							
支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

(注1) 支援先の農業者等が複数の場合には、「支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。
(削る。)

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量 (トン)	調達量の割合 (%) B/A	備考
初年度 (年度)							
2年目 (年度)							
3年目 (年度)							
4年目 (年度)							
5年目 (年度)							
最終年度 (年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

(注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。

(注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認

(削る。)

(注2) 促進事業者が施設を使用する場合において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50%を超えることが見込まれること。

(注3) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。

(注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。

(注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50%を超えることが見込まれること。

(注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

別記1

農業改良措置の判断基準 (例) (略)

農業改良措置の判断基準 (例) : 六次産業化による場合

項目	無利子とする理由	判断基準	具体例
1 農業経営に必要な施設の設置	新品種の作物を導入する支援先の農業者等にかかる諸般の負担の軽減	<p>【促進事業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を支援先の農業者等に貸与</p> <p>【農業改良措置】 促進事業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 (新品種の導入、農作業の効率化)</p> <p>【支援先の農業者等のメリット】 ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた</p>	<p>【促進事業者の支援措置を受けた支援先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培 ・ 需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稻品種の栽培 <p>【促進事業者の支援措置を受け、支援先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごぼう収穫 (手作業) →ごぼう収穫機 ・ 軟弱野菜調整

(支援先の農業者等が、促進事業者のニーズに適合した新品種の作物を提呈するため、これに対応する新規農畜産物を生産すること。)

(支援先の農業者等の農業経営に必要な施設を支援先の農業者等にとって促進事業者が取得して提供することにより、支援先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械となり、過剰投資や施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。)

別記1

農業改良措置の判断基準 (例) (略)

農業改良措置の判断基準 (例) : 農商工連携による場合

項目	無利子とする理由	判断基準	具体例
1 農業経営に必要な施設の設置	新品種の作物を導入する連携先の農業者等にかかる諸般の負担の軽減	<p>【認定中小企業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与</p> <p>【農業改良措置】 認定中小企業者からの高性能機械等の貸与により、労働時間を軽減するとともに、新商品向けの農畜産物の生産を実現。 (新品種の導入、農作業の効率化)</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】 ○従来から取組を考えていたが、諸般の負担から二の足を踏んでいた</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻栽培 →豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培 ・ 需要緩和による価格下落 →米粉への加工適性に優れた水稻品種の栽培 <p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごぼう収穫 (手作業) →ごぼう収穫機 ・ 軟弱野菜調整

(連携先の農業者等が、認定中小企業者のニーズに適合した新品種の作物を提呈するため、これに対応する新規農畜産物を生産すること。)

(連携先の農業者等の農業経営に必要な施設を連携先の農業者等にとって認定中小企業者が取得して提供することにより、連携先の農業者等は機械を所有することなく必要な機械となり、過剰投資や施設の遊休化による農業経営負担の軽減及び農業生産力の増強が図られるため。)

		<p>新規農畜産物の導入を実現</p> <p>○新規農畜産物の導入による所得の増加</p> <p>○確実な売り先の確保</p> <p>○生産物の高値取引</p> <p>【促進事業者のメリット】</p> <p>無利子資金で導入した高性能機械等を支援先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p>(手作業)</p> <p>→軟弱野菜調整機</p>			<p>新規農畜産物の導入を実現</p> <p>○新規農畜産物の導入による所得の増加</p> <p>○確実な売り先の確保</p> <p>○生産物の高値取引</p> <p>【認定中小企業者のメリット】</p> <p>無利子資金で導入した高性能機械等を連携先の農業者等に貸与することにより、国産農畜産物の量的・安定的確保が可能になり、高品質な加工品を安定的に製造し、広域販売を実現。</p>	<p>(手作業)</p> <p>→軟弱野菜調整機</p>
2 促進事業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得	従来作物を増産する支援先の農業者等に掛かる諸般の負担の軽減	<p>【促進事業者の支援措置】</p> <p>コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、支援先の農業者等か</p>	<p>【促進事業者の支援措置を受けた支援先の農業者等の取組】</p> <p>・大豆、じゃがいも栽培</p> <p>→豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培(増産)</p>	2 中小企業者の使用する加工施設又は販売施設の改良、造成又は取得	従来作物を増産する連携先の農業者等に掛かる諸般の負担の軽減	<p>【認定中小企業者の支援措置】</p> <p>コロッケ、豆腐を生産・販売するために、新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うとともに、自らが加工製造施設や製造機器を設置して、連携</p>	<p>【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等の取組】</p> <p>・大豆、じゃがいも栽培</p> <p>→豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培(増産)</p>

<p>促進事業者が、支援先の農業者等に生産物又はその加工品を加工・流通・販売するをいう。</p>	<p>加工施設等を設置する促進事業者が、支援先の農業者等の生産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、支援先の農業経営が図られるため。</p>	<p>ら、生産するじやがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p>【農業改良措置】 促進事業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。 (作業の効率化)</p> <p>【支援先の農業者等のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従来から取組みを行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現 ○新規作物の導入による所得の増加 	<p>【促進事業者の支援措置を受け、支援先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも貯蔵、加工施設 ・豆腐製造機 ・コロッケ製造機械 	<p>認定中小企業が、連携先の農業者等の生産する農畜産物又はその加工品を加工・流通・販売するをいう。</p>	<p>加工施設等を認定中小企業者が、連携先の農業者等の生産した農畜産物又はその加工品を相当程度使用すること又は相当程度販売することにより、連携先の農業経営が図られるため。</p>	<p>先の農業者等から、生産するじやがいもや新たな大豆を大口・高価で安定的に購入する。</p> <p>【農業改良措置】 認定中小企業者に対してじゃがいもと豆腐用の大豆を規模拡大して提供する場合において、生産量の拡大により作業の効率化がなされるとともに、確実な売り先の確保により農業経営の安定を実現。 (作業の効率化)</p> <p>【連携先の農業者等のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従来から取組みを行ってきた農畜産物を規模拡大することにより、農作業の省力化が実現 ○新規作物の導入による所得の増加 	<p>【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等の導入が期待される施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃがいも貯蔵、加工施設 ・豆腐製造機 ・コロッケ製造機械
--	--	--	---	--	---	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引 <p>【<u>促進事業者のメリット</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大 ○支援先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置 ○支援先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入 				<ul style="list-style-type: none"> ○確実な売り先の確保 ○生産物の高値取引 <p>【<u>認定中小企業者のメリット</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携先の農業者等の生産物を原料とする新商品の開発、販路拡大 ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を加工・販売するため自らが加工製造施設や製造機器を設置 ○連携先の農業者等が生産する農畜産物を大口・高価で安定的に購入 	
--	--	---	--	--	--	---	--

附 則（令和6年3月29日付け5経営第3168号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3の1の(1)及び第4の1の(1)の貸付対象者であって、次に掲げるものが本資金を借り受ける場合は、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 - (1) 令和6年3月31日以前に貸付けの決定が行われたもの
 - (2) 令和6年3月31日以前に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けたもの（同日以前に同法第5条第1項の変更の認定を受けたもの及び同条第2項による変更の届出がなされたものを含む。）